

○野々市市地下水採取の規制に関する条例
昭和51年3月17日
条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、地下水の採取について必要な規制を行い、市民の生活用水の供給を円滑ならしめ、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地下水」とは、工業用水、生活用水、その他規則で定める用途に供するため、井戸により採取する水をいう。

2 この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。

(審議会の設置)

第3条 市長の諮問に応じ、地下水採取等に関する事項を調査、審議するため、野々市市地下水採取規制審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(地域の指定)

第4条 この条例により、地下水採取を規制する地域は、野々市市全域とする。

(規制地域)

第5条 規制地域内において井戸を設置又は変更(井戸の深さ若しくはストレーナーの位置を変更し、又は吐出口の断面積を大きくする場合に限る。以下同じ。)しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、工事に着手しようとする2ヶ月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 揚水設備の設置場所
- (3) 使用目的
- (4) 井戸の深度、揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積
- (5) 毎分時採取予定量

3 前項の申請書には、揚水設備の構造を示す図面その他市長が定める図面を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(諮問)

第6条 市長は、前条の許可申請があったときは、その適否について審議会の意見を聴かななければならない。ただし、審議会の意見を聴くいとまのないときは、この限りでない。

(氏名の変更等の届出)

第7条 第5条第1項の規定による井戸の設置許可を受けたもの(以下「許可設置者」という。)は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第8条 井戸の設置許可者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、市長の許可を受けなければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可設置者は、第5条第1項の許可を受けて設置した井戸を廃止したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第10条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において許可設置者に対して、当該井戸の構造及び使用状況に関し、報告を求めることができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例を施行するための必要な限度において、その審議会の委員又は職員をして、井戸の設置場所又は当該井戸により地下水を採取するものの事業所若しくは事務所に立ち入り、第5条第1項の許可のあった井戸その他の物件を調査させることができる。

2 前項の委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導及び勧告)

第12条 市長は、第10条又は前条の規定による報告又は調査の結果、必要と認めるときは、許可設置者に対して必要な指導又は勧告を行うことができる。

(撤去命令及び許可の取消し)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により第5条第1項の許可を受けたもの、同条第4項の規定により付した条件に違反したもの及び前条の規定による指導又は勧告に従わないものに対し、第5条第1項の規定による井戸の設置許可を取り消し、又は設置された井戸の撤去を命ずることができる。

(委任規定)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に規制区域に設置されている井戸(設置工事中のものを含む。)のうち届出のあったものについては、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。

附則(昭和52年条例第14号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年1月1日から適用する。

附則(昭和62年条例第14号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。